

新型コロナウイルス感染症対応について

1 傷病手当金の支給

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、支給条件を満たす国民健康保険の被保険者を対象として傷病手当金を支給するもの。

(2) 支給対象者

- ・国民健康保険に加入しており、勤め先から給与の支払いを受けている方
- ・新型コロナウイルスに感染、または疑いがあることにより3日間を超えて勤務できなかった方で、その間に給与の支払いを受けられなかった方

(3) 支給額

1日あたりの支給額（直近3か月間の給与収入÷勤務日数）×支給対象日数

(4) 対象期間

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間で勤務できなかった期間

2 国民健康保険税の減免及び納税の猶予

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に保険税の減免を行うもの。

保険税を納期限までに納付することが困難な方に納税の猶予を行うもの。

(2) 対象世帯

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡また重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入等の減少が見込まれるのもの（所得条件あり）

(3) 対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年度から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

(4) 減免申請状況

	件数	本来税額	減免決定額	備考
令和元年度課税分	14件	1,004,300円	608,600円	受付終了
令和2年度課税分	34件	9,084,600円	5,015,400円	7/17～10/13申請分
合計	48件	10,088,900円	5,624,000円	

※納税の猶予については、10月末現在申請はありません。